

(一財)福岡コンベンションセンター カーシェアリング事業公募要項

令和6年5月27日

公募の趣旨

本事業は、一般財団法人福岡コンベンションセンター（以下「財団」という）が管理施設を活用し、MICE来場者向けのカーシェアリングサービスの提供を実施するものであり、事業実施にあたっては、カーシェアリング事業のノウハウやサービス提供体制、事業に使用する自動車の確保などが行える事業者の協力が不可欠であるため、これらの事業遂行能力を有すると見込まれる者を事業実施契約の相手方と想定し準備を進めているところである。

なお、本件は当該事業を実施する者に対し敷地の使用に係る個別契約を締結することを予定しているものである。

今般、本事業を進めるにあたって、「3 公募要件」を満たすことを確認する目的で、「参加申込兼公募要件確認書」の提出を求める公募を実施する。

公募の結果、公募要件を満たすと認められる者が1者の場合は当該応募者、複数いる場合は本事業の実施場所にかかる使用料についての見積合わせを実施する予定である（実施の日時等の詳細は、応募者へ後日連絡することとする）。

1 事業の概要

- (1) 事業名 (一財)福岡コンベンションセンター カーシェアリング事業
- (2) 事業内容 マリンメッセ福岡第1駐車場（福岡市博多区石城町）内の使用許可箇所において、事業者の費用負担（車両費、使用料、メンテナンス費、自動車保険料等）により、カーシェアリング（車両配置、サービス運営その他）に必要な一切の業務を実施するもの。
※事業実施にあたっては、事業者が定める利用料金（カーシェアリングのサービス提供の対価）をサービス利用者から徴収することを妨げない。
- (3) 実施期間 令和6年7月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで
※財団と事業者の事業実施の準備が早期に整った場合には、事業開始日を前倒しして実施することもある。
※当該業務が円滑に運営され、財団と事業者双方に異論がない場合に1年ごとに契約を更新することができる。
ただし、実施場所の改修や他の目的での利用などその他やむを得ない理由がある場合は更新を行わない場合がある。

2 使用許可の概要

- (1) 許可対象
- ① 名称：マリンメッセ福岡第一駐車場
 - ② 所在地：福岡市博多区石城町
 - ③ 使用部分：別紙1図面のとおり

(2) 使用目的

カーシェアリングの用に供する自動車5台分の配置場所として

(3) 許可期間（予定）

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

※令和7年3月31日以降の期間については、「1事業の概要」の(3)実施期間に記載のとおり更新できるものとする。

(4) 使用料

事業実施契約の相手方が提示した額。ただし、月額75,000円を下限とする。

※消費税及び地方消費税相当額を含まない。

3 公募要件

「参加申込兼公募要件確認書」を提出する者は、次の要件をいずれも満たしている者でなければならない。

(1) 法人格を有する者であること。

（複数の事業者で事業体を組み、提案する場合は主たる構成団体が法人格を有していること。また、当該構成団体を構成する事業者は、単独で、別に参加することや他の構成団体の構成員となることはできない。）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

(4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(5) 法人の役員が、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）に規定する第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。また、暴排条例第6条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(6) カーシェアリング（ワンウェイ方式実施）事業の許可を有しており、カーシェアリング事業について福岡市内で1年以上の事業実績があり、応募者の費用負担（想定：車両費、使用料、メンテナンス費、自動車保険料等）により、運営（車両配置、サービスの運営など事業の実施にかかる一切の業務）ができること。

具体的な契約等の内容は、別紙2仕様書（案）による。

(7) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(8) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

4 公募の流れ

(1) 参加申込兼公募要件確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和6年5月27日（月）10時～ 令和6年6月5日（水）17時まで
（土日祝を除く）

② 提出場所

住所 福岡市博多区石城町2-1 福岡国際会議場1F管理事務所

担当課名 総務部企画課

電話番号 092-260-1492

担当 田上、井手

③ 提出方法

「参加申込兼公募要件確認書」に事業の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに持参又は郵送（必着）すること。

※郵送の場合は、簡易書留・レターパックにより郵送すること。

※「参加申込兼公募要件確認書」が提出期限までに到達しなかった場合は、提出を無効とする。

(2) 公募内容に関する質問の受付期間、受付場所、および回答期限

① 受付期間

令和6年5月27日（月）10時～ 令和6年5月31日（金）17時まで
（土日祝を除く）

② 受付方法

「質問書（様式2）」を下記までメール送付すること。

メール somu@marinemesse.or.jp

担当 田上、井手

③ 回答期限

質問受付日から3日（土日祝を除く。）以内。

質問に対する回答は速やかに財団ホームページ（本公募関係書類と同じ掲載場所）に掲載する。

(3) 公募要件の審査

① 「参加申込兼公募要件確認書」を提出した者に対して、担当課は「3 公募要件」を満たしているかについて審査（必要があるときはヒアリングを行うものとする）を行い、審査結果の通知を送付する。

- ② ①の通知で、公募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業の実施に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

(4) 見積合わせについて

審査の結果、公募要件を満たすと認められる者が複数いた場合は、応募者対象に本事業の実施場所にかかる使用料についての見積合わせを実施し、**最も見積額の高い者**を事業実施契約の相手方候補として、速やかに協議を行い、契約内容の詳細を確定し、その後、契約手続きを行うこととする（見積合わせの実施日などの詳細については、後日、応募者へ連絡することとする）。

なお、契約締結に至らない場合は、次点となった応募者と事業実施契約手続きを行うこととする。

(5) 提出書類の取り扱い

- ① 「参加申込兼公募要件確認書」提出後の内容の変更は認めない。ただし明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りでない。
- ② 提出された「参加申込兼公募要件確認書」等一切の書類は返却しない。なお、提出された書類については、契約に至った場合に活用するほかは、事業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはないものとする。

5 「参加申込兼公募要件確認書」の添付書類

- ① 会社概要（事業概要が分かるパンフレット、ホームページの写し等でも可）
- ② 法人登記における履歴事項全部証明書（写し可）
- ③ 役員名簿（様式3）
- ※代表者及び役員の名、フリガナ、生年月日を記入すること。
- ※この情報は、福岡県警察本部へ照会することに使用します。
- ※役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事等をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）
- ④ 誓約書（様式4）
- ※代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入すること。
- ⑤ カーシェアリング事業の用に供する車両の写真またはカタログ
- ⑥ カーシェアリング事業を福岡市内で1年以上実施していることがわかるもの
（本事業の実施にかかる一切の業務が行えることがわかること）
- ⑦ 市町村税を滞納していないことの証明する書類（写し可）
- ※福岡市内に事業所がない場合は、併せて本社所在地の市区町村が発行する証明
- ⑧ 消費税及び地方消費税納税証明書（写し可）
- ⑨ 公示日の直近2ヶ年度分の貸借対照表及び損益計算書（写し可）
- （留意事項）

- ②,⑦,⑧は、提出日から3ヵ月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの公募の公示日又は参加申込兼公募要件確認書の提出期限日が含まれている者にあつては、②～④、⑦～⑨の提出を免除する。

6 その他留意事項

- (1) 「参加申込兼公募要件確認書」の提出にかかる費用は、応募者が負担するものとする。
- (2) 提出した「参加申込兼公募要件確認書」の内容は、契約を締結した際に事業者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。